

25 安全保障理事会決議二二四四

[コソヴォ関係]

採 択 一九九九年六月一〇日（安保理第四〇二一回
全会）

安全保障理事会は、

国際連合憲章の目的及び原則並びに国際の平和と安全の維持に
関する安全保障理事会の主要な責任に留意し、

同理事会の一九九八年三月三十一日の決議一六〇（一九
八八）、一九九八年九月二三日の決議一九九（一九九八）、一九
九八年一〇月二四日の決議二〇三（一九九八）及び一九九九年
五月一四日の決議二二九九（一九九九）を想起し、

これらの決議の条件が十分に遵守されていないことを遺憾と
し、

ユーゴスラヴィア連邦共和国コソヴォの重大な人道状況を解
決すること、及びすべての難民及び避難民が安全かつ自由に帰還
できるような措置をとることを決意し、

コソヴォ住民に対するあらゆる暴力行為及びすべての当事者に
よるすべてのテロリズム行為を非難し、

コソヴォで生じた人道的悲劇に対して懸念を表明した一九九
九年四月九日の事務総長の声明を想起し、

すべての難民及び避難民の安全な帰還の権利を再確認し、

旧ユーゴスラヴィア国際裁判所の管轄権及び任務を想起し、

一九九九年五月六日に採択されたコソヴォ危機の政治解決に関
する一般原則（S/一九九八/五一六、本決議の附属書一）を歡
迎し、また一九九九年六月二日にベオグラードで提示された文
書（S/一九九八/六四九、本決議の附属書二）の第一項から第
九項に規定された原則をユーゴスラヴィア連邦共和国が受諾し
たこと及び同文書をユーゴスラヴィア連邦共和国が同意したこ
とを歓迎し、

ヘルシンキ最終議定書及び附属書二に定められたユーゴスラ
ヴィア連邦共和国及びこの地域の他の諸国の主権と領土保全に対
するすべての加盟国の誓約を再確認し、



これまでの決議に示されたコンウォの広範囲の自治及び実質的な自治行政の要求を再確認し、この地域の事態を引き続き監視し、この地域の平和と安全に対する脅威を構成すると認定し、

国際的な要員の安全及びすべての関係当事者がこの決議に基づき責任を果たすことを確保することを決定し、かつこれらの目的のために国際連合憲章第七章に基づいて行動し、かつ、

一 コンウォ危機の政治解決は、附属書一に掲げる一般原則並びに附属書二でさらに詳述された原則及びその他の条件を基礎とすることを決定する、

二 第一項にいう原則及びその他の条件をユーゴスラヴィア連邦共和国が受諾したことを歓迎し、その迅速な実現に対するユーゴスラヴィア連邦共和国の全面的な協力を要求する、

三 特に、ユーゴスラヴィア連邦共和国が、コンウォにおける暴力及び弾圧を即時かつ検証可能な形で停止すること、並びにコンウォへの国際治安部隊の配置と時期を合わせた迅速な予定段階的撤退を検証可能な形で開始し完了することを要求する、

四 撤退後、附属書二に定めた活動を実施するため、合意された数のユーゴスラヴィア及びセルビアの軍並びに警察要員のコンウォへの帰還が認められることを確認する、

五 国際連合の下で、必要とされる適切な装備及び要員による国際治安部隊並びに治安部隊をコンウォに展開することを決定し、かかる部隊の配置へのユーゴスラヴィア連邦共和国の同意を歓迎する、

六 事務総長に対し、安全保障理事会との協議の上、国際治安部隊の配置を統制する特別代表を任命するよう要請し、さらに、事務総長に対し、国際治安部隊及び治安部隊の双方が同一の目標に向かつて相互に支援、合いながら活動することを確保するため、国際治安部隊を密接に調整を行うよう特別代表に指示することを要請する、

七 加盟国及び関係国際組織に対し、第九項に基づき責任を果たすために必要なすべての手段を備えた附属書二の第四項に定める国際治安部隊をコンウォに設置する権限を付与する、

八 実効的な国際治安部隊及び治安部隊を迅速かつ早期にコンウォに展開する必要性を認識し、その展開に全面的に協力する

よう関係当事者に要求する。九 コンウォに展開され活動する国際治安部隊の責任には、次のものが含まれることを決定する。

(a) 新たな敵対行為を抑制し、停戦を維持し、さらに必要な場合を除くはこれを強制し、並びに附属書二の第六項に定めるものを含め、連邦及び共和国の軍、警察並びに準軍事組織の撤退を確保し、かつこれらのコンウォへの帰還を防止すること

(b) 第五項の要求に従い、コンウォ解放軍(KLA)その他のコンウォ・アルバニア武装集団を武装解除すること、難民及び避難民が安全に帰還でき、国際治安部隊が活動することができ、暫定行政の確立が可能となり、かつ人道援助を提供できるような安全な環境を確立すること、

(d) 国際治安部隊が公共の安全と秩序を保つ任務を遂行できるようになるまで、公共の安全と秩序を確保すること、

(e) 国際治安部隊が適宜地雷除去の監督の任務を引き継ぐことができるようになるまで、地雷除去を監督すること、

(f) 国際治安部隊の活動を適宜支援し、その活動と密接な調整を行うこと、

(h)(i) 必要な国境監視活動を実施すること、

(h)(ii) 国際治安部隊が自国、国際治安部隊及びその他の国際組織の保護並びに移動の自由を確保すること、

(i) 事務総長に対し、関係国際組織の支援を得て、コンウォの住民がユーゴスラヴィア連邦共和国で広範囲の自治権を享有することを可能にし、また、臨時の行政を提供すると同時に、コンウォの全住民に対し平和で正常な生活条件を確保する目的を暫定行政の発展を確立し監視するコンウォのための暫定行政を提供することを目的として、コンウォに国際治安部隊を設置する権限を付与する、

(c) 政治的解決がなされるまでの間、選挙の実施を含め、民主的な自治政府のための暫定機構の発展を組織し監視すること、

(d) このような機構が設置されるのを受けて、コンウォの現地暫定機構その他の平和構築活動との統合を監視し支援しなから、その行政責任を移譲すること、

(e) ランブイエ合意(S/1999/648)を考慮して、コンウォの将来の地位を決定するための政治過程を促進すること

(f) 最終段階で、コンウォ暫定機構から政治的解決に基づいて設立される機構への権限の移譲を監視すること、

(h)(k) 主要な社会基盤の再建等の経済復興を支援すること、

(i) 国際的な人道団体と調整して、人道的援助及び災害救援活動を支援すること、

(j) 当面の間コンウォへの国際警察要員の展開を通じて、現地警察組織の確立を含む市民の法と秩序を維持すること、

(k) 人権を保護促進すること、

(l) すべての難民及び避難民が妨害されることなくコンウォに帰還することを確保すること、

(m) 調整された人道援助活動の必要性、並びに国際的な救援物資を迅速かつ効果的に提供することを確保するため、人道援助組織が妨害されることなくコンウォに入国することをユーゴスラヴィア連邦共和国が認め、さらに同国がそれらの組織と協力する必要性を強調すること、

(n) すべての加盟国及び国際組織に対し、経済及び社会の復興並びに難民及び避難民の安全を常態に置換しよう奨励し、これに関連して、特に第一項(n)に定める目的を達成するため、可能な限り早期に、国際的な支援団会議を招集する重要性を強調する、

(o) 国際治安部隊を含むすべての当事者に対し、旧ユーゴスラヴィア国際裁判所に全面的に協力するよう要請する、

(p) KLAその他のコンウォ・アルバニア武装集団に対し、直ちにすべての攻撃行為を停止し、事務総長特別代表と協議の上、国際治安部隊の司令官が定める武装解除の条件に従うことを要求する、

一六 決議一六〇(一九九八)第八項に定める禁止事項が、国



際文民部隊及び治安部隊が使用する武器及び関連資材には適用されないことを決定する。

一七 民主主義 経済繁栄 安定及び地域の協力をいっそう促進するため、幅広い国際的な参加による南欧安定協定の実施を含め、コソヴォ危機によって影響を受けたこの地域の経済発展及び安定への包括的な取組を進展させる欧州連合その他の国際組織の下での作業を歓迎する。

一八 この地域のすべての国が、本決議のあらゆる点を完全に実施するため全面的に協力するよう要求する。

一九 国際文民部隊及び治安部隊が、当初二箇月の開設設置され、その後は、安全保障理事会が別段の決定を行わない限り存続することを決定する。

二〇 事務総長に対し、国際文民部隊及び治安部隊の指導部の報告を含め、本決議の実地状況に関して安全保障理事会に対して定期的な報告するよう要請する。第一回目の報告書は、本決議の採択から三日以内に提出されるものとする。

二一 この問題に引き続き積極的に取り組みことを決定する。

附屬書一 一九九九年五月六日にペテルブルク・センターで開催されたG8外相会議の結論に関する議長声明

G8諸国の外相は、コソヴォ危機の政治解決に関して、次の一般原則を採択した。

一 コソヴォにおける暴力及び弾圧の即時かつ検証可能な形で停止

二 軍、警察及び準軍事組織がコソヴォからの撤退

三 国際連合による承認及び採択され、共通目的の達成を保障することができる実効的な国際文民部隊及び治安部隊のコソヴォにおける展開

四 コソヴォの全住民に対して平和で正常な生活の条件を確保するため国際連合安全保障理事会によって決定されるコソヴォの暫定行政機構の確立

五 人道援助組織の妨害を受けることのない入城

六 ランブイエ合意、ユーゴスラヴィア連邦共和国及びこの地域の他の諸国の主権と領土保全の原則並びにKLAの武装解除を十分に考慮した、コソヴォの広範な自治政府についての規定する暫

定的な政治枠組み合意の達成に向けた政治過程

一 危機地域の経済発展及び安定のための包括的な取組み

二 附屬書二

コソヴォ危機の解決に向けて前進するため、次の原則について合意しなければならぬ。

一 コソヴォにおける暴力及び弾圧の即時かつ検証可能な形で停止

二 迅速な予定表に従うすべての軍、警察及び準軍事組織のコソヴォからの検証可能な形で撤退

三 国際連合憲章第七章に基づいて決定される活動を行い、共通目的の達成を確保することができる実効的な国際文民部隊及び治安部隊の国際連合の下での展開

四 北大西洋条約機構が実質的に参加する国際治安部隊は、統一的な指揮及び統制の下で展開しなければならず、またコソヴォのすべての人々にとって安全な環境を確立し、すべての避難民及び難民の安全な帰還を促進する権限をもたなければならぬ。

五 国際文民部隊の一部として、国際連合安全保障理事会によって決定され、その下でコソヴォの人々がユーゴスラヴィア連邦共和国内で広範な自治を享有できるようにコソヴォのための暫定行政機構の確立。この暫定行政機構は、当分の間行政を提供すると同時に、コソヴォの全住民に平和で正常な生活の条件を確保する民主的な暫定自治機構の発展を確立し監視する。

六 撤退後、合意された人数のユーゴスラヴィアとセルビアの要員が、次の任務を遂行するためコソヴォに再配置されることを認めらる。

一 国際文民部隊及び治安部隊との連絡

二 セルビアの特定及び地雷の除去

三 レビニア人の歴史的な重要地域における駐留の継続

四 主要な国境地域における駐留の継続

五 国際連合難民高等弁務官事務所の監督の下でのすべての難民、コソヴォへの妨害を受けることのない入城

六 ランブイエ合意、ユーゴスラヴィア連邦共和国及びこの地域の他の諸国の主権と領土保全の原則並びにKLAの武装解除

除を十分に考慮し、コソヴォの実質的な自治政府について規定する暫定的な政治枠組み合意の達成に向けた政治過程。解決を目指す当事者間の交渉は、民主的な自治機構の樹立を遅延または中断させるものであってはならない。

九 危機地域の経済発展及び安定のための包括的な取組み。これには、民主主義、経済繁栄、安定及び地域の協力をいっそう促進するための幅広い国際的な参加による南欧安定協定の実施が含まれる。

一〇 軍事活動の停止は、以前に特定された後記の脚注(注二)に示されるその他の条件への合意に加えて、以上の原則の受諾を必要とする。その上で、特に次のユーゴスラヴィア及びセルビアの要員のコソヴォでの役割及び機能を含めた付加的な行動形態を明示する軍事・技術協定が迅速に締結される。

一段階的で詳細な予定表とセルビア内に設ける緩衝地帯の面定を含む撤退の手段。兵力は、この緩衝地帯より後方に撤退しなければならぬ。

コソヴォに再配置される要員

一 再配置される要員に伴う装備

二 その任務の責任範囲

三 再配置の予定表

四 その地理的な活動範囲の面定

一 国際治安部隊及び文民部隊との関係を規律する規則

(注二)

一 迅速かつ正確な撤退の予定表。たとえは、七日間で撤退を完了し、四十八時間以内に二五キロメートルの相互安全地帯の外に防空兵器を撤去する等。

二 前記の四つの機能を果たす要員の再配置は、国際治安部隊の監督下で行われ、合意された少数の人数に限定する(数千人の単位ではなく数百人の単位とする)。

三 軍事活動の停止は、検証可能な形で撤退の開始後に行われる。

四 一軍事・技術協定の討議及び成立は、すでに決定された撤退完了の期限を延長するものであってはならない。

